

－ 脱炭素経営への転換に向けた現状把握や人材育成の取組を支援 －



あきた ゼロカーボンアクション 宣言

我が社の脱炭素経営 促進事業費補助金

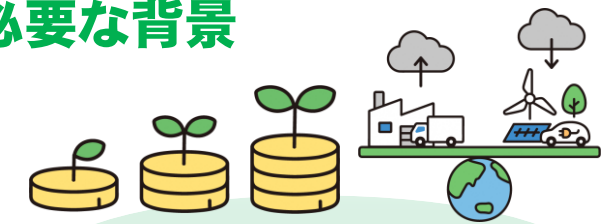
「二酸化炭素排出量（≒エネルギーコスト）」の削減に向けた“最初のステップ”を
応援します！



脱炭素経営への転換が必要な背景



燃料代や電気代などのエネルギーコストの高騰



カーボンプライシングの本格的な導入・サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

今後想定される

- ・ **事業コストの増加**
 - ・ **相対的な競争力の低下**
- を回避するためにも、今のうちから脱炭素化を進めておくことが肝要です。

脱炭素経営への転換に向けた基本的なステップ



基本的なステップをより進めやすくするために！



①基礎知識の習得

脱炭素経営に関する知識を持った先導役となる人材を育成！



②現状把握

CO2排出量の見える化システムで簡単に現状を可視化！

1. 事業の目的

エネルギーコストと二酸化炭素排出量の削減などに取り組もうとしている県内中小事業者に対し、二酸化炭素排出量可視化サービスの導入や従業員の脱炭素関連資格取得を支援し、脱炭素経営への転換を促します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、**あきたゼロカーボンアクション宣言**[※]登録事業者である中小事業者(みなし大企業を除く。)

※ 秋田県が、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年度からスタートさせた県内の企業や団体が行っている脱炭素化の取組を「見える化」する制度で、令和6年3月12日現在で138事業者が登録しています。節電や節水といった簡単な取組のみでも宣言を登録することができます。
詳しくは、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」(コンテンツ番号71118)を御確認ください。

3. 補助要件

(1) 二酸化炭素排出量可視化サービスを導入・利用する取組

・対象経費

二酸化炭素排出量可視化サービスの月額利用料(消費税及び地方消費税は除く。)

・対象要件

- ① 新たにサービス導入して利用を開始すること。
- ② 導入するサービスは、その提供者が秋田県内に本社又は事業所を有する金融機関と連携して提供するものであること。
- ③ 交付決定後に契約したものに限り。

・補助額 実費(ただし、1万円/月まで)

・補助限度額 6万円

・支援枠 10社程度



1. 事業の目的

エネルギーコストと二酸化炭素排出量の削減などに取り組もうとしている県内中小事業者に対し、二酸化炭素排出量可視化サービスの導入や従業員の脱炭素関連資格取得を支援し、脱炭素経営への転換を促します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、**あきたゼロカーボンアクション宣言**[※]登録事業者である中小事業者(みなし大企業を除く。)

※ 秋田県が、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年度からスタートさせた県内の企業や団体が行っている脱炭素化の取組を「見える化」する制度で、令和6年3月12日現在で138事業者が登録しています。節電や節水といった簡単な取組のみでも宣言を登録することができます。詳しくは、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」(コンテンツ番号71118)を御確認ください。

3. 補助要件

(1) 二酸化炭素排出量可視化サービスを導入・利用する取組

・対象経費

二酸化炭素排出量可視化サービスの月額利用料(消費税及び地方消費税は除く。)

・対象要件

- ① 新たにサービス導入して利用を開始すること。
- ② 導入するサービスは、その提供者が秋田県内に本社又は事業所を有する金融機関と連携して提供するものであること。
- ③ 交付決定後に契約したものに限る。

・補助額 実費(ただし、1万円/月まで)

・補助限度額 6万円

・支援枠 10社程度



1. 事業の目的

エネルギーコストと二酸化炭素排出量の削減などに取り組もうとしている県内中小事業者に対し、二酸化炭素排出量可視化サービスの導入や従業員の脱炭素関連資格取得を支援し、脱炭素経営への転換を促します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、**あきたゼロカーボンアクション宣言**[※]登録事業者である中小事業者(みなし大企業を除く。)

※ 秋田県が、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年度からスタートさせた県内の企業や団体が行っている脱炭素化の取組を「見える化」する制度で、令和6年3月12日現在で138事業者が登録しています。節電や節水といった簡単な取組のみでも宣言を登録することができます。詳しくは、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」(コンテンツ番号71118)を御確認ください。

3. 補助要件

(1) 二酸化炭素排出量可視化サービスを導入・利用する取組

・対象経費

二酸化炭素排出量可視化サービスの月額利用料(消費税及び地方消費税は除く。)

・対象要件

- ① 新たにサービス導入して利用を開始すること。
- ② 導入するサービスは、その提供者が秋田県内に本社又は事業所を有する金融機関と連携して提供するものであること。
- ③ 交付決定後に契約したものに限る。

・補助額 実費(ただし、1万円/月まで)

・補助限度額 6万円

・支援枠 10社程度



3. 補助要件

(2) 脱炭素関連資格の取得に要した経費を中小事業者が負担する取組

・対象経費

受験料、登録料、受講料※、教材料※(以下「受験料等」という。)

※ 受験するために受講や購入が必須となっているものに限る。

・対象要件

- ① 補助対象資格は、環境省が「脱炭素アドバイザー資格」として認定している民間資格に限る。
- ② 合格できなかった者の受験料等は、補助対象経費に含めない。
- ③ 申請可能な脱炭素アドバイザー資格の支援人数は、1人1種類・1社当たり2人分までとする。
- ④ 交付決定後に受験したのものに限る。

・補助率 対象経費の1/2以内

・補助限度額 2万円

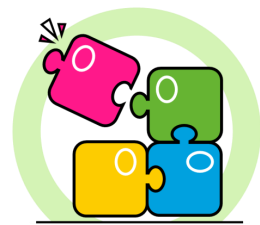
・支援枠 20社程度

(1) 二酸化炭素排出量可視化サービスを導入・利用する取組

(2) 脱炭素関連資格の取得に要した経費を中小事業者が負担する取組

➡ 重複申請(併用)が可能です。

あきたゼロカーボンアクション宣言との同時申請も可能ですが、認証後の交付決定となります。



3. 補助要件

(2) 脱炭素関連資格の取得に要した経費を中小事業者が負担する取組

・対象経費

受験料、登録料、受講料※、教材料※(以下「受験料等」という。)

※ 受験するために受講や購入が必須となっているものに限る。

・対象要件

- ① 補助対象資格は、環境省が「脱炭素アドバイザー資格」として認定している民間資格に限る。
- ② 合格できなかった者の受験料等は、補助対象経費に含めない。
- ③ 申請可能な脱炭素アドバイザー資格の支援人数は、1人1種類・1社当たり2人分までとする。
- ④ 交付決定後に受験したのものに限る。

・補助率 対象経費の1/2以内

・補助限度額 2万円

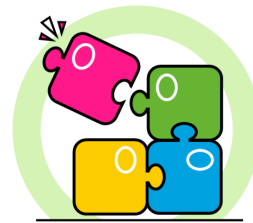
・支援枠 20社程度

(1) 二酸化炭素排出量可視化サービスを導入・利用する取組

(2) 脱炭素関連資格の取得に要した経費を中小事業者が負担する取組

➡ 重複申請(併用)が可能です。

あきたゼロカーボンアクション宣言との同時申請も可能ですが、認証後の交付決定となります。



4. 募集期間（予定）

令和6年4月上旬から随時受け付けます。

※補助事業対象期間： 交付決定日 から 令和7年2月28日まで

5. 提出書類

- ・所定の様式(補助金交付申請書など)
- ・その他知事が必要と認める書類※

※例えば、導入する可視化サービスの内容と金額が分かる書類(見積書)等

6. 申込先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1573 FAX:018-860-3881

Eメール:en-ondanka@pref.akita.lg.jp

※「あきたゼロカーボンアクション宣言」の登録申請先も同様です。



4. 募集期間（予定）

令和6年4月上旬から随時受け付けます。

※補助事業対象期間： 交付決定日 から 令和7年2月28日まで

5. 提出書類

- ・所定の様式(補助金交付申請書など)
- ・その他知事が必要と認める書類※

※例えば、導入する可視化サービスの内容と金額が分かる書類(見積書)等

6. 申込先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1573 FAX:018-860-3881

Eメール:en-ondanka@pref.akita.lg.jp

※「あきたゼロカーボンアクション宣言」の登録申請先も同様です。



4. 募集期間（予定）

令和6年4月上旬から随時受け付けます。

※補助事業対象期間： 交付決定日 から 令和7年2月28日まで

5. 提出書類

- ・所定の様式(補助金交付申請書など)
- ・その他知事が必要と認める書類※

※例えば、導入する可視化サービスの内容と金額が分かる書類(見積書)等

6. 申込先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1573 FAX:018-860-3881

Eメール:en-ondanka@pref.akita.lg.jp

※「あきたゼロカーボンアクション宣言」の登録申請先も同様です。

